

霧島市条例第 81 号
令和元年 12 月 27 日

霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例（平成 22 年霧島市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表中「220円」を「230円」に、「5円」を「6円」に改める。

別表第 2 の 2 の表中

「

1 時間につき 130 円
1 時間につき 160 円
1 棟 1 泊につき 5,150 円
1 棟につき 1,750 円
1 棟 1 泊につき 1,080 円
1 棟につき 540 円
1 棟 1 泊につき 3,090 円
1 棟につき 1,550 円
1 人 1 泊につき 2,580 円
1 人につき 780 円
1 人 1 泊につき 2,060 円
1 人につき 780 円
1 人 1 泊につき 1,550 円
1 人につき 470 円
1 人 1 泊につき 1,030 円
1 人につき 470 円

」を

「

1時間につき140円
1時間につき190円
1棟1泊につき5,250円
1棟につき1,790円
1棟1泊につき1,100円
1棟につき550円
1棟1泊につき3,150円
1棟につき1,580円
1人1泊につき2,630円
1人につき800円
1人1泊につき2,100円
1人につき800円
1人1泊につき1,580円
1人につき480円
1人1泊につき1,050円
1人につき480円

」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。